

枚方アーチェリークラブ 運 営 規 則



2025 年 9 月 7 日 一部改正

運 営 規 則 目 次

第 1 条	(入部・休部・退部)	1
第 2 条	(部費)	1
第 3 条	(預金口座の開設と運用)	2
第 4 条	(交通費の支給)	3
第 5 条	(弓具の取扱)	3
第 6 条	(安全管理)	3
第 7 条	(保険の付保)	3
第 8 条	(個人情報の取扱)	3
第 9 条	(体験者対応)	4
第 9 条の 2	(スポーツ事業等への参加協力)	4
第 10 条	(オープン参加)	4
第 11 条	(細則)	4
附 則		4

枚方アーチェリークラブ運営規則

枚方アーチェリークラブ規約第 20 条の規定に基づき、運営規則を次のとおり定める。

(入部・休部・退部)

第1条 入部については、所定様式の入部申込書の受理により入部とする。

2 休部については、休部の届け出があり、受理された場合は休部とする。休部期間は最長 1 年とする。休部中は部費の支払いは不要であるが、次年度の部費納付期限である当該年度の 2 月末日までに、復部又は休部延期の意思をしめさなければならない。休部延長は特段の事情（遠隔地への赴任を伴う仕事、病気、ケガ、出産、育児など）がない限り、認められない。

3 退部については、次の各号に該当する場合退部とする。

なお、(2) に該当するクラブ員の再入部は認められない。

(1) クラブ員は、退部届出書（書式自由）を部長に提出するか、又は、本クラブホームページ上の「お問い合わせ」欄に退部する旨を記載・送信し、その後部長からの承認メールを受けた場合。

(2) 次年度の部費納付期限である当該年度の 2 月末日までに部費送付又は休部又は休部延長の意思が示されない場合は当該年度の 3 月末日をもって退部とする。

(部費)

第2条 部費は、入部費、年部費、特別部費とし、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 入部費は、2, 0 0 0 円とする。（再入部の場合も、再度徴収する。）

(2) 年部費は、6, 0 0 0 円とする。

・次年度分は、当該年度の 2 月 1 日から 2 月末日までに一括徴収する。

・途中入部については、年部費の月額を 5 0 0 円とし、入部月を含め年度末の 3 月分までの月数に 5 0 0 円を乗じた額を一括徴収する。

(3) 特別部費は、必要に応じその都度決定し徴収する。

(4) 一旦徴収した部費については、退部又は休部になった場合でも返却しない。

但し、次年度分の年部費に関しては、当該年度の 2 月 1 日から 3 月末日までの期間で、且つ病気やケガ・転勤等やむを得ない理由により休部・退部する場合に限り、具体的な理由を記載した届出書（書式自由）を部長に提出し承認された場合に、年部費を返金するものとする。

その場合の返金額は、スポーツ保険加入金額を差し引いた額とする。

(5) 顧問及び特別指導員は、部費を納めることを要しない。

(預金口座の開設と運用)

第3条 会計業務を遂行するため、第一口座と第二口座の二つの預金口座を開設するものとする。

- 2 第一口座は、部費、体験代等の収納及び弓具等備品の購入、大阪府アーチェリー連盟団体登録費、その他本クラブとして支出する口座とし、口座管理者は会計担当役員が当たる。
- 3 第二口座は、クラブ員の方から振り込まれる試合参加費、スターバッジ申請費、全日本アーチェリー連盟・大阪府アーチェリー連盟への個人加盟登録費、ユニホーム代等を、各種支払先へ振替えるための口座とし、口座管理者は渉外担当役員が当たる。
- 4 支払い方法は、原則、各口座に振込みにて支払うものとする。但し、相当の理由により支払いが遅れる場合、又は支払いの変更をしたい場合は、各々の口座管理者にその旨を告げ了承を得なければならない。
- 5 預金口座については、次の各号のとおりとする。

なお、振込手数料が発生した場合は、振込人が負担するものとする。

(1) 第一口座

銀行名： ゆうちょ銀行

口座名義： ヒラカタアーチェリークラブ

<ゆうちょ口座からの振込(振替)の場合>

記 号： 1 4 1 0 0

番 号： 5 9 0 3 3 0 1

<他行金融機関からの振込の場合>

店 名： 四一八 (読み ヨンイチハチ)

預金種目： 普通預金

口座番号： 0 5 9 0 3 3 0

(2) 第二口座

銀行名： ゆうちょ銀行

口座名義： ヒラカタアーチェリークラブ

<ゆうちょ口座からの振込(振替)の場合>

記 号： 1 4 0 3 0

番 号： 8 1 2 8 6 5 8 1

<他行金融機関からの振込の場合>

店 名： 四〇八 (読み ヨンゼロハチ)

店 番： 4 0 8

預金種目： 普通預金

口座番号： 8 1 2 8 6 5 8

(交通費の支給)

第4条 全日本アーチェリー連盟、大阪府アーチェリー連盟及びその他関連団体（以下「関連団体」という。）並びに本クラブに関係する業務に参加したクラブ員に対し、交通費を支給するものとし、その支給額については、次の各号に定めるとおりとする。

（１）関連団体主催の競技会の設営、審判等において、主催者側から日当の支給がある場合は、一律１，０００円を支給する。

（２）関連団体主催の総会・役員会・審判講習会、その他主催者側から日当、交通費等一切の諸手当が支給されない場合は、一律３，０００円を支給する。

（３）本クラブの役員会に出席した役員及び規約第１３条第５項の規定により出席したクラブ員に対し、役員会開催の都度、一律１，０００円を支給する。

２ 前項以外で本クラブに関係する業務が発生した場合は、その都度、役員会で協議検討するものとする。

(弓具の取扱)

第5条 弓具は個々人で準備しなければならない。但し、入門者が入門指導を受けている間は利用する射場に備え付けの弓具を弓具所有管理者の許可を得て利用することができる。

２ 本クラブが備品として管理する弓具は、入門者が入門指導を受けている間、あるいは個人が弓具を準備するまでの間に限り本クラブの許可を受けて借り受けることができる。

(安全管理)

第6条 弓矢の危険に対する安全管理について、クラブ員は全日本アーチェリー連盟及び大阪府アーチェリー連盟の指針・通達に従い、且つ射場毎のローカルルールに従うものとし、個々人の責任において安全注意を払わなければならない。

(保険の付保)

第7条 本クラブは、クラブ員に対してスポーツ安全保険に加入しなければならない。万一事故が発生した場合、本クラブは事故当事者に対して保険金の範囲内で給付を行うものとする。

(個人情報の取扱)

第8条 個人情報の取扱については、次の各号に定めるとおりとする。

（１）総務担当役員は、クラブ員名簿を作成し、常に最新情報に更新しなければならない。

（２）クラブ員名簿は、事務局で保管し、役員及びクラブ員は必要に応じて控えを持つことができるが、第三者に提示してはならない。

(3) 本クラブの上位団体や公共機関の求めに応じて開示が必要な時に限り、氏名、役職、居住地域、入部日のみ開示することができる。

但し、スポーツ安全保険の申し込みについては、除くものとする。

(4) 本クラブの事務所所在地は、上部団体や公的機関に対する開示を制限しない。

(体験者対応)

第9条 本クラブでは、アーチェリー普及のために体験者希望者に対し、1日体験コースを設けるものとする。

2 体験者には、指導員が対応し指導するものとする。

3 体験者に対しては、次の各号に定める条件で体験できるものとする。

(1) 体験対象者は16歳以上とし、体験時間は1日2時間以内とする。

(2) 体験者には、体験費用として1回につき2,000円徴収するものとする。

但し、体育館使用料は別途とする。

(スポーツ事業等への参加協力)

第9条の2 部員は枚方市民スポーツ事業及び大阪府アーチェリー連盟等に対する協力活動を行うものとする。

2 部員はアーチェリー教室における指導協力を行うとともに、教室終了後しばらくの間は、指導員が駐在して講習生が練習できる時間帯を設ける。

3 部員はアーチェリー公式試合における審判員参加や会場設営等の協力を行うものとする。

4 なおこれらの協力活動については輪番等により実施する。

(オープン参加)

第10条 本クラブ主催の記録会にクラブ員以外の者が参加希望したときは、次の各号に定めるとおり取り扱うものとする。

(1) 参加希望者は、30メートルを安全に行射できる者であること。

(2) 参加希望者は、部長又は副部長の承認を得た者であること。

2 参加を認められた者は、競技開始前に参加費として200円支払わなければならない。

(細則)

第11条 本規則に定めのない事項及び活動上必要な事項は、役員会に諮り協議の上定めるものとする。

附 則

本運営規則は、２０１７年４月１６日より施行する。

２０１７年	１１月２５日	一部改正
２０１８年	３月１０日	一部改正
２０１９年	３月２３日	一部改正
２０２０年	３月 ７日	一部改正
２０２０年	７月２３日	一部改正
２０２５年	６月 ７日	一部改正
２０２５年	９月 ７日	一部改正